

# 指導検査基準（指定通所介護）

項目	条例・規則・要領等	根拠法令等
<p>第1 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の配置の基準</p>	<p>(1) 指定通所介護事業者が、指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>生活相談員</p> <p>指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合</p> <p>また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p> <p>看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）</p> <p>指定通所介護の単位（指定通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下人員に関する基準において同じ）ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる</p>	<p>法第74条第1項</p> <p>居宅条例第99条第1項第1号</p> <p>居宅規則第17条第1項第1号</p> <p>居宅施行要領第三の六の1の(1)のイ及びロ</p> <p>居宅条例第99条第1項第2号</p> <p>居宅規則第17条第1項第2号</p>

	<p>看護職員が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>看護職員については、提供日ごとに、当該事業所において看護関係業務に必要な時間帯は専従配置しなければならない。それ以外の時間帯においては、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ることができると思われる場合は、専ら従事しないことができる。</p> <p>なお、密接かつ適切な連携を図ることができると思われる場合とは、以下のとおりとする。</p> <p>ア 当該事業所において機能訓練指導員等の他職種として従事する場合</p> <p>イ 併設または近接に同一事業者の他の事業所・施設がある場合に当該他の事業所において従事し、通所介護事業所において対応が必要となれば直ちに駆けつけられる体制が確保されている場合</p> <p>介護職員</p> <p>指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者（居宅条例第101条第3項に規定する利用者をいう。以下人員に関する基準において同じ）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>1 7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか。</p> <p>2 居宅条例第99条第1項第1号の生活相談員、同項第3号の介護職員及び同条第2項の看護職員又は介護職員の人員配置については、提供日ごとに、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。</p> <p>3 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず。</p> <p>次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるも</p>	<p>居宅施行要領第三の六の1の(1)の</p> <p>居宅条例第99条第1項第3号</p> <p>居宅規則第17条第1項第3号</p> <p>居宅施行要領第三の六の1の(1)の</p> <p>居宅施行要領第三の六の1の(1)の</p> <p>居宅施行要領第三の六の1の(1)の</p>
--	--	---

のである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。

(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式)

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 = 提供時間数

例えば、一単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

4 居宅条例第99条第1項第3号にいう介護職員(第2項の適用を受ける場合の看護職員又は介護職員を含む。)については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)とする。

(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式)

・利用者数 15人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数

・利用者数 16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数

平均提供時間数 = 利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数

居宅施行要領第三の六の1の(1)の

例えば、利用者数一八人、提供時間数を五時間とした場合、 $(18 - 15) \div 5 + 1 = 1.6$ となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、 $5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表2に示すものとする。

なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができることとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

別表

通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

老企第25号別表三

		平均提供時間数						
		3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
利用者	5人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間

機能訓練指導員

機能訓練指導員は1以上確保されているか。

機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること。

- (2) 指定通所介護事業所の利用定員(居宅条例第102条第4号に規定する利用定員をいう。以下において同じ。)が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。

- (3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、(1)の介護職員及び(2)の適用がある場合におけ

居宅条例第99条第1項第4号

居宅規則第17条第1項第4号

居宅規則第17条第5項

居宅施行要領第三の六の1の(1)の

居宅規則第17条第2項

居宅規則第17条第3項

居宅規則第17条第4項

居宅規則第17条第5項

<p>2 管理者</p>	<p>る看護職員又は介護職員を常時一人以上当該指定通所介護に従事させているか。</p> <p>(4)(1)(2)にかかわらず、指定通所介護の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>(5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。</p> <p>(6) 機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。</p> <p>(7) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。</p> <p>(8) 指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該指定通所介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一通所事業であるときは市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに指定通所介護事業所を管理する者を置いているか。</p>	<p>居宅規則第17条第6項 居宅施行要領第三の六の1の(3)</p> <p>居宅規則第17条第7項 居宅条例第99条第2項</p> <p>居宅条例第100条第1項 居宅条例第100条第2項</p>
--------------	--	---

	<p>(2) 管理者は、専ら当該指定通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	
<p>第2 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。</p> <p>食堂及び機能訓練室</p> <p>それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。</p> <p>ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>相談室</p> <p>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。</p> <p>(3) (1)の設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。</p> <p>ただし、利用者(当該指定通所介護事業者が居宅条例第99条第2項に規定する第一通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定通所介護又は当該第一通所事業の利用者をいう。(4)において同じ。)に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (3)のただし書きの場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届けているか。</p>	<p>居宅条例第101条第1項</p> <p>居宅条例第101条第2項</p> <p>居宅規則第18条第2号</p> <p>居宅条例第101条第3項</p> <p>居宅条例第101条第4項</p>

<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>2 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>3 サービス提供の記録</p> <p>4 利用料等の受領</p>	<p>(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定通所介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか(文書の交付及び文書による同意については、当該利用申込者又はその家族の同意を得て電磁的方法に代えることもできる)。</p> <p>(2) わかりやすい文書を交付し、懇切丁寧に説明しているか。</p> <p>指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	<p>居宅条例第112条準用(第12条)</p> <p>居宅条例第112条準用(第20条)</p> <p>居宅条例第112条準用(第23条)</p> <p>居宅条例第104条</p>



	<p>(2) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>食事の提供に要する費用</p> <p>おむつ代</p> <p>～ に掲げるもののほか、指定通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定通所介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定通所介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労</p>	<p>居宅条例第104条第2項</p> <p>居宅条例第104条第3項</p> <p>居宅条例第104条第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>
--	--	---

<p>5 指定通所介護の基本取扱方針</p>	<p>働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>(1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行っているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、提供する指定通所介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	<p>居宅条例第105条</p>
<p>6 指定通所介護の具体的な取扱方針</p>	<p>指定通所介護の具体的な取扱いは、居宅条例第98条に規定する基本方針及び居宅条例第105条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>(1) 居宅条例第107条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 通所介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供しているか。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整えているか。</p>	<p>居宅条例第106条</p>
<p>7 通所介護計画の作成</p>	<p>(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画(以下「通所介護計画」という。)</p>	<p>居宅条例第107条</p>

<p>8 管理者の責務</p>	<p>を作成しているか。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課（プログラム）等を明らかにしているか。</p> <p>(2) 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(3) 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(4) 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。</p> <p>(5) 通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況については、それぞれの利用者について記録を行わなければならないが、管理者は、当該通所介護計画の実施状況等の把握・評価を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(6) 通所介護計画の目標及び内容等については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(1) 管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に居宅条例「第7章 第4節 運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>居宅施行要領第三の六の3の(5)の</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(5)の</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(5)の</p> <p>居宅条例第112条準用(第51条)</p>
-----------------	---	---

<p>9 運営規程</p>	<p>(1) 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>営業日及び営業時間（7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること）</p> <p>指定通所介護の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けられることができる利用者（実人員数）の数の上限をいう。）</p> <p>指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域（当該指定通所介護事業所が通常時に指定通所介護を提供する地域をいう。）</p> <p>指定通所介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>非常災害対策</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	<p>居宅条例第102条</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(1)の</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(1)の</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(1)の</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(1)の</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(1)の</p>
<p>10 勤務体制の確保</p>	<p>(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することができるよう各指定通所介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしているか。</p> </div> <p>(2) 当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定通所介護については、この限りでない。</p>	<p>居宅条例第103条</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(2)</p>

<p>1 1 定員の遵守</p>	<p>(3) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>居宅条例第103条</p>
<p>1 2 非常災害対策</p>	<p>(1) 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制並びに地域との連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) 居宅条例第110条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>関係機関への通報及び連携体制の整備... 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。</p> <p>非常災害に関する具体的計画... 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定しているか。</p> <p>消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施... 消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p>	<p>居宅条例第110条</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(7)</p>
<p>1 3 衛生管理</p>	<p>(1) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>居宅条例第109条</p>

<p>1 4  揭示</p>	<p>( 2 ) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めているか。</p> <p>( 1 ) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>( 2 ) 掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置しているか。</p>	<p>居宅条例第112条準用(第33条)</p>
<p>1 5  秘密保持等</p>	<p>( 1 ) 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>( 2 ) 指定通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>( 3 ) 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>居宅条例第112条準用(第34条)</p>
<p>1 6  苦情処理</p>	<p>( 1 ) 指定通所介護事業者は、利用者及びその家族からの指定通所介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>( 2 ) 指定通所介護事業者は、( 1 )の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>居宅条例第112条準用(第37条)</p> <p>居宅施行要領第三の六の3の(9)参照(第三の一の3の(25)の )</p>

	<p>(3) 指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護について、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>(5) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p>	<p>居宅施行要領第三の六の3の(9)参照(第三の一の3の(25)の )</p>
<p>17 地域との連携</p>	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護の事業の運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>居宅条例第112条準用(第38条)</p>
<p>18 事故発生時の対応</p>	<p>(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定通所介護事業者は、(2)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努め</p>	<p>居宅条例第112条準用(第39条)</p>

<p>1 9 記録の整備</p>	<p>ているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。</p> <p>通所介護計画</p> <p>居宅条例第112条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>居宅条例第112条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>居宅条例第112条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>居宅条例第110条の2第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>居宅条例第111条</p>
<p>第4 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定通所介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所介護サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1か月前までに、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>法第75条第2項</p>
<p>第5 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>(1) 指定通所介護サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。ただし、その額が現に当該指定通所介護サービスに要した費</p>	<p>厚告第19号の一</p> <p>法第41条第4項</p> <p>厚告第19号の二</p>



<p>2 所要時間の取扱い</p> <p>3 短時間の場合</p> <p>4 9時間以上の場合に係る加算</p>	<p>用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護サービスに要した費用の額としているか。</p> <p>(2) 指定通所介護サービスに要する費用の額は、平成30年厚生労働省告示第00号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>所要時間について、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の一（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法）に該当する場合〔市長に提出した運営規程に定められている利用定員の超過又は看護職員等の員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。</p> <p>所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、「所要時間3時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間7時間以上9時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（算定対象時間）が9時間以上となった場合は、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を、12時間以上13時間未満の場合は200単位を、13時間以上14時間未満の場合は250単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>厚告第19号の三</p> <p>厚告第19号別表の6のイからハの注1</p> <p>厚告第27号の一</p> <p>厚告第19号別表の6のイからハの注2</p> <p>厚告第19号別表の6のイからハの注3</p> <p>厚告第19号別表の6のイからハの注4</p> <p>厚労告第83号</p> <p>厚告第19号別表の6のイからハの注5</p>
--	--	--

<p>5 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価</p>	<p>指定通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の6のイからハの注6</p>
<p>6 入浴介助加算</p>	<p>入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>厚労告第95号の十五 居宅規則第17条</p>
<p>7 中重度者ケア体制加算</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を加算しているか。</p> <p>(1)市規則に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保しているか。</p> <p>(2)指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であるか。</p> <p>(3)指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の6のイからハの注7</p> <p>厚労告第95号の十六のイ</p>
<p>8 個別機能訓練加算</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準の区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 個別機能訓練加算（ ）46単位/日 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」と</p>	



<p>9 認知症加算</p>	<p>回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っているか。</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、認知症利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1)市規則に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保しているか。</p> <p>(2)指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であるか。</p> <p>(3)指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置しているか。</p>	
<p>10 若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>(1)厚生労働大臣が定める基準に適合し、届け出た指定通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(2)認知症加算を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>(3)受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているか。</p>	<p>厚告第19号別表の6のイからハの注9 厚労告第95号の十八</p>
<p>11 栄養改善加算</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者</p>	<p>厚告第19号別表の6のイからハの注10</p>

<p>1 2 口腔機能向上加算</p>	<p>又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算しているか。（栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。）</p> <p>イ 管理栄養士を1名以上配置しているか。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録しているか。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価しているか。</p> <p>ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。）。</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算しているか。（口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。）</p> <p>イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置しているか。</p> <p>ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員</p>	<p>厚労告第95号の十九</p> <p>厚告第27号の一、五の二、六</p> <p>厚告第19号別表の6のイからハの注11 厚労告第95号の二十</p>
---------------------	--	---

<p>1 3 サービス種類相互の算定関係</p> <p>1 4 同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対する取扱い</p> <p>1 5 サービス提供体制強化加算</p>	<p>その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成しているか。</p> <p>ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスをを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録しているか。</p> <p>ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価しているか。</p> <p>ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。）。</p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、通所介護費を算定していないか。</p> <p>指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算しているか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>次に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算（ ）を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算（ ）は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（ ）イ 18単位</p> <p>指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。）。</p>	<p>厚告第27号の一、五の二、六</p> <p>厚告第19号別表の6のイからハの注12</p> <p>厚告第19号別表の6のイからハの注13</p> <p>厚告第19号別表の6の二</p> <p>厚労告第95号の二十三のイ</p> <p>厚告第27号の一、五の二、六</p>
--	---	--

<p>16 介護職員処遇改善加算</p>	<p>(2) サービス提供体制強化加算 ( ) 口 12 単位</p> <p>指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。)</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 ( ) 6 単位</p> <p>指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であるか。</p> <p>別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。)</p> <p>次に掲げる基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算( ) 上記2から15までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</p> <p>介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じているか。</p> <p>指定通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ているか。</p> <p>介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施しているか。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分</p>	<p>厚労告第95号の二十三のロ</p> <p>厚告第27号の一、五の二、六</p> <p>厚労告第95号の二十三のハ</p> <p>厚告第27号の一、五の二、六</p> <p>厚告第19号別表の6のホ</p> <p>厚労告第95号の二十四(平27厚労告95の四の準用)</p>
----------------------	--	---

を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ているか。

当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告しているか。

算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百七十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないか。

当該指定通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われているか。

次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。

A 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めているか。

B Aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知しているか。

C 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているか。

D Cについて、全ての介護職員に周知しているか。

平成27年4月から 届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知しているか。

(2) 介護職員処遇改善加算( ) 上記2から15までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

(1) から までに掲げる基準に適合しているか。

次に掲げる基準のいずれかに適合しているか。

A 次に掲げる要件の全てに適合しているか。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)



	<p>を定めているか。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知しているか。</p> <p>B 次に掲げる要件の全てに適合しているか。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているか。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知しているか。</p> <p>平成27年4月から(1)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知しているか。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算( ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (1) から までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ(2) 又は に掲げる基準のいずれかに適合しているか。</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算( ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1) から までに掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p>	
--	---	--